# 令和3年度第2回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年5	月12日(水)			
招集場所	日南町役場 議場				
開会時間	午前9時0		閉会時間	午前9時50分	
出席委員	番号	氏 名	番号	氏 名	
	1 番	岩田	正 7番	稲田洋子	
	2 番	浅 田 昭	弥 8番	吉 川 保	
	3 番	加藤幸	児 9番	奥 迫 靜 子	
	5 番	内 田 章	久 10番	梅林操	
	6 番	天崎直	幸		
出席推進委員	日野上	梅林	剛 多里	糸 田 川 啓	
	山上	青 戸 勝	美 石 見	田邊智寛	
	山上	坪 倉 幹	也石見	丸 山 栄 人	
	阿毘縁	足立進	也福栄	福田英夫	
	大 宮	藤原恵	司		
欠席した委員	4 番	絹 谷 澄	雄		
議事録署名委員	5 番	内 田 章	久 6 番	天 崎 直 幸	
出席した職員	事務局長	松本道	尊 主幹	石 倉 嘉 寛	

			日程及び提出議案の題目
1.	開	会	
2.	挨	拶	
3.	議事録署名委	員選任	
4.	報告事	項	
	報告第1号		令和2年度における農地の利用移動等の状況について
	報告第2号		
5.	議	事	
	議案第1号		非農地と判断した農地について
	議案第2号		農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
	議案第3号		農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分
			計画案の意見照会に対する回答について
6.	協議事	項	
	協議第1号		令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)につい
			て
	協議第2号		令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

7. そ	の	他	
8. 閉		会	

開会	事	務	定刻になったことを確認し、出席委員の人数を確認し、定足数に達して
	一局	-	
	问	長	いるとして、令和3年度第2回日南町農業委員会を開会すると宣言した。   大口海院の第一紀公典業委員が欠席です。
142 144	===	_	本日通院の為、絹谷農業委員が欠席です。
挨  拶 	議	長	皆さんおはようございます。5月も半ばになりまして、農家としては一
			番忙しい時となりましたが出席いただきましてありがとうございました。
			テレビも新聞もですが、話題はコロナウイルスについての話ばかりです
			が、全世界では日本の人口を上回る感染者1億6千万人になろうとしてい
			ますし、国内では鳥取県の人口を上回り64万人となりました。第4波の
			感染拡大となり県内でも400人を上回りました。
			そう云う中で、町内でもワクチン接種が始まり、6月中には高齢者の接 
			種も終わる予定のようですので、高齢化率 50%の日南町はこれで半分の人
			はワクチン接種が終わり、若い人たちも、初秋には完了するのではないで
			しょうか。私もこの16日には2回目の接種予定となっています。
			それにしましても、予約電話の繋がらないことには大変苦労しました。
			2000人余りの高齢者ですので、もう一工夫すればよい方法があったの
			ではと思いました。
			もう一点、来月6月の農業委員会総会は県下で初めてだと思いますが、
			タブレットを使って総会を開催予定ということで現在進めておりますの
			で、ご承知おきいただきたいと思います。以上を申し上げまして、令和3
			年度第2回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいた
			します。
議事録署名	議	長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、
委員選任			5番、内田農業委員、6番、天崎農業委員を指名した。
報告第1号	議	長	続いて報告事項に移ります。報告第1号 令和2年度における農地の権
			利移動等の状況について事務局お願いします。
	主	幹	報告第1号 令和2年度における農地の権利移動等の状況についてで
			す。資料の一枚ものを付けさせていただいておりますので、ご覧いただけ
			たらと思います。農地法第52条の規定により農地に関する情報収集、整
			理、分析及び提供の一環として、令和2年4月から令和3年3月中まで、
			令和2年度中における農地の権利移動等の状況についてまとめさせていた
			だきましたので、ご覧いただきたいと思います。ひとつづつ読み上げるこ
			とは致しませんが、令和2年度中にお諮りした内容について数字でまとめ
			ておりますので、ご覧いただきたいと思います。また、この内容につきま
			してはこの委員会ののち、ホームページに掲載したいと考えておりますの
			で、ご承知おきいただけたらと思います。以上です。
	議	長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようです <b>の</b> で
			次に移ります。議案書にはありませんが、報告2号と致しまして先月、4
			次に移ります。議案書にはありませんが、報告2号と致しまして先月、4

		月の総会終了後に農業者年金部会、研修委員会が開催されましたので、そ
		の件につきまして、部長の方から報告をお願いしたいと思います。
報告第2号	議長	報告第2号 最初に研修委員会からお願いします。
	稲田農	今のコロナウイルスの感染状況から申し上げますと、とても計画できる
	業委員	状況ではないと判断致しました。先ほどお話がありましたようにワクチン
		接種も進んでくると良い兆しが見えてくるのかもしれません。その時にな
		ったら早めに会を持ちまして計画していきたいと思います。以上です。
	議長	ありがとうございました。続きまして、農業者年金部会お願いします。
	奥迫農	ここ数年農業年金加入者ほとんどないということですけれども、少し頑
	業委員	張ってみようかということで、まず、皆さんとともに勉強してからという
		ことで、来月の農業委員会総会終了後に県の農業会議の方に来ていただき
		まして、農業者年金の研修会をしました後に部会の方で、新規就農者訪問
		を行おうと計画しております。研修をしてから行動するということです。
		よろしくお願いします。以上です。
	議長	ありがとうございました。その他、皆さんから報告がありますでしょう
		か。(2番、淺田農業委員挙手)2番、淺田農業員、
報告その他	淺田農	農地部会から報告させていただきます。先日3月30日に農地部会を開催
	業委員	しまして、△△地区の圃場整備に係るところの非農地判断について検討し
		ました。まず、非農地判断の基準についてですが、「その土地が森林の模様
		を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難
		な土地」、「その土地を農地と復元しても継続して利用できないと見込まれ
		る場合」、「B判定の農地について非農地通知を出す」という判断を致しま
		した。
		非農地と判断する経過年数についてですが、非農地証明の場合は所有者
		からの求めに対して受動的に証明するもので20年以上経過していることが
		必要となります。非農地通知の場合は農業委員会が所有者に対して農地に
		該当しないということを能動的に通知するもので基盤整備をしたか否かで
		はなくて、農地調査要領に基づく判断を行うこととします。
		基盤整備に対する補助金の性質を考えれば、より長くその効用を保つの
		が本来の補助金の趣旨だと考えております。その点を考慮して非農地通知
		を出します。基盤整備地の転用可能となるのは事業終了後 8 年ということ
		です。△△地区は昭和63年から平成5年にかけて基盤整備による換地登記
		がされた農地でありますので、平成6年度に事業が完了し現在では25年が
		経過しております。
		農用地除外の考え方として、基盤整備地は農用地区域に存置しておくこ
		とが適当だと土地農業振興地域制度に関するガイドラインに示されていま
		す。農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼ
		す恐れがない土地が農用地除外の考え方です。それからもう一点、当該農
		地を除外しても周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地、周辺の
	Ì	

農用地において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがない土地で

す。基盤整備地で非農地と判断された農地でも農用地として残すべき農地、 除外してもよい農地があるということを承知しておいていただきたいと思 います。それに従って判断を致しましたのでよろしくお願いいたします。

#### 議長

ありがとうございました。今の農地部会からの報告は議事の1号に関連した説明と思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。その他皆さんからありますでしょうか。無いようですので、報告事項を終わります。続きまして議事に移ります。

#### 議案第1号

#### 議長

議案第1号 非農地と判断した土地について事務局お願いします。

## 松本事 務局長

議案第1号 非農地と判断した農地について説明させていただきます。

先ほど淺田部長さんの方から報告を頂きましたが、議案の説明の前に資料の説明をさせていただけたらと思います。「非農地通知事務の流れ」という資料を 4 月末に発送させていただきましたけれども、こちらに従って若干の説明をさせていただきたいと思います。

資料 11 頁ですが、「農業振興地域制度に関するガイドライン」こちらが、令和 3 年 3 月 30 日に農水省から通知されたものになります。アンダーラインが引いてある部分が今回変更になった部分になります。再生エネルギーの推進や農地を多用途に利用しようということで非農地と判断された農地につきましては農用地除外を進めていくという流れになっております。今回は農用地除外の議案ではございませんが、農振農用地の関係もありますので、資料として添付させていただきました。非農地と判断された農地につきましては農用地から除外するべきかどうか今後の総会で皆さんに審議していただけたらと思います。今回の議案としましては、農地台帳から落とす土地について協議していただくということでご理解いただけたらと思います。

それでは議案の説明をさせていただきます。耕作の目的に供される土地ではない農地について審議いただくものになります。非農地通知につきましては、△△地域から進めさせていただくということで現地確認を昨年 12 月 2 日に岩田委員、足立推進委員、事務局とで実施しました。事務局の方で法務局の記載事項証明書、登記簿謄本、構図、名義人等、面積、筆界未定地が入っているかどうかを確認させていただいて、令和 3 年 3 月 30 日に農地部会を開催し協議させていただいたものになります。本来ですと非農地通知は農業委員会が発出すれば事足りるということになっておりますけれども、所有者の方が農地として利用、果樹園として利用といった場合もございますので、4 月 15 日に所有者に対しまして台帳から落としてよいかという確認の通知をさせていただきました。結果としましては 1 通が住所不明で郵便物が返却されましたが、あくまでも非農地通知につきましては 農業委員会で判断できるということになっておりますので、そういった扱いでできればと思っております。 1 通郵便物が返ってきましたのが、

○○○さんの土地ということになります。

個々に説明は致しませんが概略のみ説明をさせていただきます。非農地 として判断した土地として日南町△△×××番地他、57筆、合計で58筆、 合計面積 42,422,87 ㎡。内訳としまして台帳地目、田から雑種地として判 断したものが 18 筆、21402 ㎡、田から原野として判断したものが 3 筆、1489 ㎡、田から山林として判断したものが8筆、13035㎡、田から宅地として判 断したものが1筆、302㎡、畑から雑種地として判断したものが2筆、657 ㎡、畑から原野として判断したものが1筆、2526㎡、畑から山林として判 断したものが 1 筆、100 ㎡、農地介在原野から原野として判断したものが 24 筆、2911.87 ㎡。

地目の関係でございますが、非農地通知の流れの最後の頁に司法書士の 方の資料を付けさせていただいております。その31頁に原野の判断基準に ついて認定の留意点、「農地において長期間耕作を放棄したことにより、ス スキ、葦等の草が密集し、外観上は原野に近い様相を呈していても、それ だけでは農地から原野への地目の変更があったものと認定しない。」という 基準がございます。事前に法務局に地目変更の相談に行った際も 2.3 メー トルの低い木が密集しているような土地でないと原野としてはなかなか認 定ができない。2.3メートルの木が密集していないような土地は雑種地とし て判断するようにという指導を受けておりますので、田から雑種地として 判断をしているところでございます。以上です。

#### 議長

議案第1号についてご質問、ご意見がございますか。

(3番、加藤農業委員挙手)3番、加藤農業委員。

#### 加藤農 業委員

通知をした後はどうなるわけでしょうか。地目はどうなるわけでしょう **|か。だれがどのようにするわけでしょうか。** 

#### 松本事 務局長

地目変更につきましては地方税法の規定によりまして、町長名義で法務 局に通知すれば地目変更ができるというところでございます。町長と協議 したところ、どこまでサービスするかということをもう少し判断させてほ しいということですので、再度協議をしていきたいと思っております。今 回は台帳から落とさせていただく、地目変更につきましてはまた報告をさ せていただけたらと思います。委員の皆様のお力をお借りすると思います が、よろしくお願いいたします。

## 加藤農

通知をして台帳から落として、というところまでですか。その後はどう 業委員|なるわけでしょうか。

## 松本事 務局長

町長と協議させていただいて、できれば事務局としては遠方の方もいら っしゃいますし地目変更までというところまでを本人さんが行うのは難し いと思っております。できれば地籍調査のような形で地目変更までもって いきたいと思っております。

## 加藤農 業委員

委員会としてもどうにかしないと前から何度も話をしてきましたが、一 つは進み台帳から落とすということですが、台帳から落として、はいさよ うならというふうにとられるようですがそれでいいのでしょうか。それに

	ついては町長も判断が困られるので、会長なり部長なりが町長と協議の場
	を持ってくださいというお願いをしていますが、それもないですよね。そ
	れでまた何年もずるずるされるんですか。
松本事	他の地域は三朝町くらいしかしてないと思いますが、県の農業会議や県
務局長	₹ の経営支援課も地目変更まではサービスしすぎではないかということは言
	われております。できれば事務局としては地目変更までしていきたいと考
	えております。ただ農業委員会として通知ができないです。あくまで地方
	税法ということになりますので、町長名義で書類の提出が必要になってき
	ますので、また協議はしていきたいと思います。
議・長	<b>農業委員会はあくまで農地として存続させるかどうかを考える機関であ</b>
	って、その先は地主が原野にするか山林にするかは所有者の判断が優先さ
	れると思いますがいかがでしょうか。
加藤島	その論で行くと地籍調査と全然違うと思いますがどうでしょうか。地籍
業委員	
1242	でそのままだと、従来通り未整備田の非農地についてはできるわけですよ
	ね。地籍調査で。そのあたりの兼ね合いはどういう整理をすればいいです
	か。この度は圃場整備地だけの話ですよね。それ以外の圃場整備をしてな
	いところの地籍は地目変更できるんですよね。そのあたりはどうなんです
	か。
松本事	地目変更はできる規定と聞いております。事務局としても地籍が基盤整
務局長	備地に入りませんので、地目変更をしていきたいという考えは持っており
	ます。また町長と協議の際には部長等にもお世話なるかもしれませんが、
	その際はよろしくお願いいたします。ただ登記法上は本来本人がする手続
	きになりますので、地目変更自体は司法書士さんではできませんので、土
	地家屋調査士さんでないとできないということもあります。そういった資
	格を持った方は米子方面にしかいらっしゃらないと思いますので、そうい
	ったことも含めて地目変更というところまで持っていきたいと思っており
	ます。
議長	その他、ご質問ご意見はございますか。
	(6番、天崎農業委員挙手)6番、天崎農業委員。
天崎島	<b>最初の話になるのかもしれませんが、地籍調査が△△で行われて農地の</b>
業委員	↓  非農地を検討しているが、これからだんだん地籍調査が進んでくると思い
	ますが、そのたびに、農地、非農地の判断をするということですか。その
	最初の話ですが。
松本事	今回は△△地域の地籍調査が済んでいるので一番取組みやすいというこ
務局長	
	40年かかると思っておりますので、基盤整備地だけでなく圃場整備してい
	ない農地が非農地になったところがあれば非農地通知は取組んでいきたい
	と思っております。ただ、2.3 年後に地籍調査が入る予定地域は外して、他

		の地域の非農地判断をしていきたいと思います。
	天崎農	地籍調査はあと 30 年、40 年かかると思いますが、たまたまそういう時に
	業委員	△△地域を対象としたわけではないということですか。これから非農地が
		出てくれば加藤委員が言われたように地目変更の問題が出てくると思いま
		すので今ちょうどいいチャンスといいますが、今後地目変更をどうするか
		ということをある程度判断をしておいた方がいいのかなと思います。
	松本事	昨年もお示しさせていただいたと思いますが、ある程度順番を決めてお
	務局長	りますので、対象地域の全ての農地が網羅できるとは思っておりませんが、
		今年度は△△地域を対象に取組んでいきたいと思っております。ただ、1
		年間の内に対象地域の処理ができるかどうかはわかりませんので、何サイ
		クルかローテーションを組みながら取組んでいきたいと思っております。
	議長	その他、ご質問ご意見はございますか。
		(福田推進委員挙手)福田推進委員。
	福田推	原野とならないところは雑種地という説明がありましたけれども、雑種
	進委員	地というのはあまり聞いたことがないですが、税制上というか原野と変わ
		ったところはあるんでしょうか。
	松本事	単位当たりの原野と雑種地の価格は調べておりませんけれども、あまり
	務局長	変わりはないのではないかと思います。
		雑種地というのは、地目は田や畑、山林等ありますけれども、どの地目
		にも該当しないところは雑種地という扱いになっております。
	議長	議案第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので
		採決に移ります。議案第1号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第1号は承認された。
議案第2号	議長	議案第2号に移ります。農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用
		集積計画の決定について事務局お願いします。
	主幹	議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の
		決定についてです。資料剥ぐっていただきましたところに総括表も付けさ
		せていただいておりますのでご覧いただきたいと思います。本日は機構を
		通じた新規の契約が3件、17922 ㎡となっております。
		申請番号 1、土地の所在地が△△×××番地の他合わせて6筆、面積合計
		が 5955 ㎡、利用権設定をする者が日南町△△の〇〇〇さん、設定を受ける
		者が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稲の作付で使用貸借、令和 3 年 7
		月 1 日から令和 17 年 1 月 31 日までの 13 年 7 ヶ月となっております。
		申請番号2、土地の所在地が△△×××番地の他合わせて5筆、面積合計が
		6158 ㎡、利用権設定をする者が日南町△△の〇〇〇さん、設定を受ける者
		が鳥取県農業農村担い手育成機構、トマト、そばの作付で水張反当◇◇◇
		円、令和3年7月1日から令和6年3月31日までの2年9ヶ月となってお
		ります。申請番号3、土地の所在地が△△×××番地の他合わせて4筆、面
		積合計が 5809 ㎡、利用権を設定する者が日南町△△の〇〇〇さん、設定を

			受ける者が鳥取県農業農村担い手育成機構、そばの作付で水張反当◇◇◇
			大りる有が高以宗辰朱辰刊担い子自成版構、ではの15円で小派及当〉〉〉   円、令和3年7月1日から令和6年3月31日までの2年9ヶ月となってお
			ロ、市和3年7月1日から市和3年3月31日までの2年97月となりであ   ります。合わせて3件、17922㎡となります。この後の議案第3号で配分に
			ついてはご協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
			以上です。
	議	長	漢文 C 7 6
	研究	攻	
			(全員挙手)全員異議のないことを確認して、議案第2号は承認された。
 議案第3号	議	長	議案第3号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農
成木おりり	D <del>TX</del>	IX.	
			す。
		±A	
	主	幹	議案第3号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農
			用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。資料剥ぐって
			いただきましたところに集計表も付けさせていただいておりますので併した。
			せてご覧いただきたいと思います。内容といたしましては先ほどの議案第
			2号で集積しましたものの配分になります。 整理番号 1、設定を受ける者が日南町△△の一般社団法人□□□、設定す
			を理由号 1、設定を受ける省から前町ムムの一般社団法人口口口、設定9 る農用地がムム×××番地の他合わせて6筆、合計面積が5955㎡、使用貸
			荷長州地が公本へへ 番地の他占わせて 0 単、占計画債が 0900 m、使用員     借ということで、令和 3 年 7 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日までの 13 年 7
			「旧ということで、市福で平ヶ万~日から市福でサーカの「日よでの」で平ヶ   ヶ月。申請番号 2、設定を受ける者が日南町△△の一般財団法人□□□、設
			プラ。中間番号 2、改足を支げる省が日間の立立の一般が回返入口口口、設 定する農用地が△△×××番地の他合わせて 9 筆、合計面積が 11967 ㎡、
			「賃借権ということで水張反当◇◇◇円、令和3年7月1日から令和6年3
			月 31 日までの 2 年 9 ヶ月となります。2 件合わせて 15 筆、17922 ㎡となり
			ます。資料剥ぐっていただきましたところに設定を受けられる農業経営者
			の状況等の資料を付けさせていただいておりますので併せてご確認いただ
			きたいと思います。以上です。
	議	長	議案第3号についてご質問、ご意見がございますか。
	主	幹	すみません、1点訂正をお願いしたいと思います。整理番号 1、一般社団
		<del>f</del> T	法人口口口の契約期間ですが、令和 13 年 1 月 31 日と記載しておりますが、
			正しくは令和 17 年 1 月 31 日までの 13 年 7 ヶ月となります。申し訳ありま
			せん。記載のミスがりましたので、訂正をお願いいたします。
	議	長	議案第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので
	1426	_	議案第3号について妥当と認める方の挙手を求めます。
			(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
	議	長	6番の協議事項に移ります。
協議第1号	議	長	協議第1号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
			(案)について、一括して協議したいと思います。協議第2号 令和3年
			度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について事務局お願いしま
			す。

## 松本事 協議第1号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)について、協議第2号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活 務局長 動計画(案)についてです。資料の方は今回の総会の資料につけさせてい ただいておりますが、農地の経営耕地面積、農家数、農業者数ですが、こ ちらは2020年に行われました農林業センサスの数字を用いるようになって おります。ですが、国の方から 3 月に公表するということで聞いておりま したけれども 4 月になってもまだ公表されておりません。申し訳ありませ んが 6 月の総会にもう一度資料をお配りしたいと思いますので、再度協議 していただきたいと思います。 農業委員会で押さえた数字はこのままだと思います。また、来月の総会 でいろいろなご意見を頂戴できればお思います。ただ若干、2年度の評価等 で農地台帳面積等が 17.7ha 昨年よりも減っております。 こちらは地籍調査 の関係で非農地になった部分があるということでご理解を頂けたらと思い ます。畑も 15.1ha 程度昨年よりも減っている数字になっております。実績 としましては昨年の8月に町長に農業ビジョンの提出をさせていただきま したけれども、そういった内容も今回上げておりますので、ご覧いただき まして、6月の総会でご意見を賜ればと思います。よろしくお願いいたしま す。 議長 説明が終わりました。お聞きのように農林業センサスの数字がまだ出て おりませんので来月の協議事項に回すということでよろしいでしょうか。 7番のその他に移ります。事務局お願いします。 松本事 その他 次回総会は、令和3年6月10日(木)午前9時00分から開会予定で 務局長 す。総会終了後、奥迫代理からの報告がありましたが、鳥取県農業会議の 倉益事務局長に農業者年金につきまして研修会をさせていただけたらと思 っております。その話の中で毎年、現況確認等委員の皆さんにお世話にな っておりますけれども、そういったポイントも研修の中でしていただける と思っております。 県の農業会議の方からも連絡いただいておりまして 6 月の総会はタブレ ットを用いた総会を出来たらということで話を進めております。これから 事前の打ち合わせをするようにしておりますけれども、会場を 1 ヶ所、2 ヶ所に分かれて総会という形を県の農業会議は考えているようです。いず れにしましても総会の資料は紙ベースのものも事前に送付したいと思って おりますので、よろしくお願いいたします。 その他、皆さんからありますでしょうか。 議長 (8番、吉川農業委員挙手)8番、吉川農業委員。 今報告のありました、タブレットを使用しての委員会の予定ですけれど 吉川農 も、タブレットを使用した農地の現況確認等ができるようなところまでの 業委員 システムがセットされるのかどうかお聞きしたいです。

今回のタブレットは鳥取県農業会議が全国農業会議所から配布されたタ

ブレットをお借りする形になります。そのタブレットを常時日南町農業委

松本事

務局長

	員会が使えるというわけではございませんので、外で使うということはで
	きないのかと思います。そのタブレットにどういったシステムが入ってい
	るのか、県の農業会議のシステム等や外で使用できる環境にあるのかとい
	うことを事前の打ち合わせで確認して、農地パトロールでも使えるようで
	したらお借りしてという形で進めたいと思っております。
吉川農	そうすると、例えば委員会の時に借りて使う、終わったら返すという使
業委員	い方ですか。
議長	日南町で使用するタブレットが最近導入された機器だと思います。年内
	には全市町村が使用できる数量が入ってくる予定だそうです。現在 42 台、
	先月の農業会議でそのような報告でした。 今のところはその 42 台を回しな
	がら利用するということになっております。詳細の台帳等については入っ
	てないと思います。会議に利用するということです。ご承知おきいただき
	たいと思います。
議長	その他、皆さんからありますでしょうか。
議長	以上を持ちまして、令和3年度第2回日南町農業委員会総会を閉会いた
	します。お疲れさまでした。
	業委員

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和3年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委員

日南町農業委員会 委員